

# 平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年1月20日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時30分

【場所】 教育会館 第1・2会議室

## 【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

## 【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

中学校給食推進室担当課長 古俣

中学校給食推進室担当課長 北村

総務局行財政改革室担当課長 鈴木

総務局行財政改革室担当係長 米村

勤労課長 松永

担当係長 外山

書記 今村

## 【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

## 1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 10名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No.1 は、議会の報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあ

るため、また、特定の個人が識別されうる内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号 および 議案第62号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

## 5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と高橋委員をお願いをいたします。

## 6 議事事項 I

### 議案第57号 川崎市立中学校完全給食実施方針修正（案）について

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長 お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、議案第57号「川崎市立中学校完全給食実施方針修正（案）」について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。資料1は、「川崎市立中学校完全給食実施に向けた取組（事業スケジュールの見直し等）について」でございます。

上段は、「センター方式に係る事業スケジュールの見直しについて」でございます。本市では、平成25年11月に決定した「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、昨年10月に、安全・安心で温かい中学校完全給食を平成28年度中に全校で実施すること等を定める

「川崎市立中学校完全給食実施方針」を策定いたしました。そして、昨年 11 月には、PFI 法に基づく学校給食センター整備等事業に係る実施方針を公表し、同法に基づき民間事業者から当該実施方針等に関する質問・意見を受け付けたところでございます。また、民間事業者からは、昨今の建設需要の逼迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて、数多くのご意見・ご提案をいただいたところでございます。

下に「\*」アスタリスクがございますが、PFI 事業におきましては、民間の創意工夫を生かすことができる最適な選定方法・選定プロセスを選択するため、実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定・民間事業者の募集に反映することが適当であるとされておりまして、民間事業者等からいただいた提案や意見等を踏まえ、必要に応じ、特定事業の選定までに当該実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことが想定されているところでございます。

上段の本文に戻りますが、本市といたしましても、国の PFI ガイドラインに基づく、このような民間事業者との競争的対話の視点等を踏まえまして、学校給食センターの整備実績や運営ノウハウのある民間事業者の協力を得て、中学校完全給食の早期実施を「より確実に実現可能とするため」、この度、事業スケジュールの見直しを行うものでございます。

中段は、事業スケジュールの変更に係るフロー図でございまして、上の図が変更前、下の図が変更後でございます。当初、昨年 12 月に特定事業の選定、及び入札公告を予定しておりましたが、この度、この PFI 実施方針の修正によりまして、特定事業の選定及び南部の入札公告を 2 月に、中部及び北部の入札公告を 3 月に変更し、整備時期も 3 センター同時整備から段階的な整備へ、修正させていただくものでございます。また、公募・契約協議の期間をプラス 1 箇月ないし 3 箇月、設計・工事等の期間をプラス 3 箇月、開業準備等の期間をプラス 1 箇月、それぞれ余裕を持たせることによりまして、民間事業者がより参入しやすいスケジュールとすることができるとともに、事業の質も確保できるものと考えているところでございます。

結果といたしまして、学校給食センターに係る中学校完全給食の実施につきましては、当初、平成 29 年 2 月からを予定しておりましたが、南部におきましては同年 9 月から、中部・北部につきましては同年 12 月から、と修正させていただくものでございます。

今後は、この変更後の事業スケジュールに基づきまして、中学校完全給食の確実かつ早期実施に向けた取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、下段でございますが、「自校方式・合築校に係る事業スケジュール」についてご報告させていただきます。中学校完全給食の可能な限りの早期実施を、とのニーズに対応するため、自校方式、合築校のスケジュールにつきましては、次のとおりといたします。子母口小学校との合築校である「東橘中学校」につきましては、改築工事完了後、準備期間を経まして、平成 28 年 1 月から試行実施を行い、その検証等を踏まえ、平成 28 年度中の本格実施を目指すものでございます。なお、※印でございますが、試行期間中の給食費の 1 食単価につきましては、暫定的ではございますが、特別支援学校中等部と同額の「290

円」を試行額とすることを予定しております。自校方式である「犬蔵中学校」及び「中野島中学校」につきましては、「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づき、予定通り、平成28年度中の完全給食実施を目指してまいります。また、はるひ野小学校との合築校である「はるひ野中学校」につきましては、既存校舎内の改修工事を実施し、こちらも予定通り、平成28年度中の完全給食実施を目指してまいります。

1枚おめくりいただき、資料2-1「川崎市学校給食センター整備等事業（PFI）実施方針に関する説明会及び質問・意見について」でございます。PFI実施方針に関する意見につきましては、8社から24件いただきました。そして、そのうちスケジュールに関するご意見は7社から12件ございました。下段以降に、スケジュールに関するご意見を抜粋いたしました。例えば、A社でございますが、「事業期間、事業スケジュールの設計・建設期間が18ヶ月となっておりますが、関係機関との協議・工種間調整の期間、昨今の労務不足や資材調達期間、また類似・同規模施設の期間と比較しても設計・建設期間の設定が厳しいと考えます。適正な品質確保、安全確保の観点からも、スケジュールの見直し頂くようご検討下さい。」とのご意見でございました。その他、「昨今の市場環境から3施設同時期での着工は、建設企業にとって材料や職人の確保が支障となる可能性があります。」などのご意見をいただいております。以下、頂戴したご意見につきましては、後ほど、ご参照願います。

1枚おめくりいただき、資料2-2「川崎市学校給食センター整備等事業（PFI）要求水準書（案）に関する質問・意見について」でございます。PFI要求水準書（案）に関する意見につきましては、7社から26件いただきました。そして、そのうちスケジュールに関するご意見は、1社から3件ございました。こちらの、A社でございますが、「給食の運営等業務開始時期が平成29年2月1日（なお、給食センター等の引渡しは平成28年11月末とする。）となっておりますが、入札スケジュール及び許認可・設計・建設の施設整備スケジュールとも大変厳しいため、スケジュールの再調整をお願いします。」とのことでございました。

1枚おめくりいただき、資料3-1「川崎市立中学校完全給食実施方針 新旧対照表」でございます。学校給食センター整備等事業に係るスケジュールの見直しに伴い、所要の整備を行うものでございます。具体的には、第6項の「中学校完全給食の開始時期」におきまして、「平成28年度中に全校において」を「平成28年度中に一部の学校において、平成29年度中には全校において」等の修正をさせていただくものでございます。

1枚おめくりいただき、資料3-2「川崎市立中学校完全給食実施方針（修正版）」でございます。修正箇所は、7ページ下段及び8ページ下段でございますので、後ほどご参照願います。

資料3-2の後は、参考資料でございます。参考資料の1は、本年5月現在の「政令市における中学校給食の状況」、参考資料の2は、「これまでの検討経過」でございます。これらの参考資料につきましても、後ほどご参照いただければ幸いです。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

**【峪委員長】**

ただいまは事業スケジュールの見直しについての提案でございます。ご意見等ありますでしょうか。

**【高橋委員】**

1点教えてほしいんですけど、資料1の表を見ながらお話ししますが、まずセンター方式で元の28年度の完全給食実施という時期が、29年2月から変更になった部分は早いほうで南部で7ヶ月後、遅いほうで中部・北部で10ヶ月後、でその理由もご説明いただいたんですけど、例えばこの短い期間でいろいろな調査をしていただいている、視察も含めて非常にかなりやっていたという事も認識しているんですけど、この課題って例えば建設人材不足などというのは、一定程度予想がされた中で今回さらに遅れてしまった、このあたりはどこに課題があったのかなど。何かすでにお感じになっていることがあれば教えてください。

**【中学校給食推進室担当課長】**

建設事業の関係につきましては、このPFIの事業が形になる前から、いわゆる東日本大震災に伴う復興の需要とか、また昨今東京オリンピックの関係とかということで、全国的にも建設人材、建設資材の不足という状況があったと思います。私どももこのPFIの事業をやるときにはその状況については認識しておりましたが、実際他都市のPFIの給食センター、例えば1万食規模で指定都市のようなところでやった事業を確認したところ、私どもの変更前のスケジュールと同じようなスケジュールでやっている都市があったり、もっと短い都市もございまして、この時点ではこのスケジュールで事業者が十分参加できると考えておりました。ただ昨今の状況が厳しいということもあり、今回お示しした資料2-1、2-2にもありますとおり、事業者からスケジュールが難しいというご意見をいただいたところであり、このまま入札をやったとしても例えば不調になるリスクがあったり、また応募していただいても応募が少なく競争性がうまく働かずよりよいものがないのではないかという不安もございました。そうしたことも総合的に踏まえまして、より確実によいものを作るためにということで、スケジュールの見直しを行うということでございます。十分できると考えておりましたが、事業者の意見を直接伺った中で、よりよい給食センターの整備に向けて見直しをさせていただければと判断をしたところです。

**【高橋委員】**

それを受けてなんですけれども、時期を見ますと、今ご説明があったとおり現段階でも逼迫している、建設業界が非常に厳しい人材不足などもある。しかし完全実施の時期の前後というのは、さらに今おっしゃっていただいたようにオリンピックの時期というのが相当

重なってくる、おそらくまだそこまで具体的にオリンピックに向けてというのは、いろいろな部分で川崎も招致などがこれからより強固なものとして現実的になってくると思うんですね。そういうことも踏まえてと、今までこういった給食の整備以外のところでも比較的建设に関しては工期が延長するというようなところがこのようにわかってきている、そういう全体を踏まえると、例えば川崎の本庁側の計画整備とか建設系の専門の部分の計画とその専門部隊、そして教育委員会というのがそういった計画も含めた情報共有というのを密にやっていかないと、この時期が非常にドンピシャな部分であると思うので、ぜひそこを、他の部門の専門のところと計画をしているところと密な共有をもって、より確実にという話があったので、いろいろな意味でもより確実に、という部分を進めていっていただきたいと思うので、それはお願いします。

**【中学校給食推進室担当課長】**

わかりました。

**【峪委員長】**

そうですね、より確実に。12月ですからね、3ヶ月また遅らせてくださいなんてなると、完全に28年度が30年度になりますから。

**【中学校給食推進室担当課長】**

実施方針の意見等のところで、説明会等もやらせていただきましたが、55社91名という大変多く説明会にご関心をいただいて、また質問等も400件以上にわたる質問ということで、かなり事業者のほうもご準備はいただいているのではという認識でございます。ですので事業者の方がより協力をいただきやすい環境を整えることにより、事業もスムーズに進むのではないかと考えております。スケジュールの見直しをさせていただくことにより事業を確実に進めていけると考えております。

**【峪委員長】**

そうですね。

**【濱谷委員】**

時期が少しゆとりを持ってやってくださったわけだけど、ゆとりを長く持たせればいいのかということもそんなこともないというふうにも思うんです。ますます後ろに行けばオリンピックが重なってくるわけですし、中学生の子どもたちは3年すれば卒業してしまいますので、皆さんの思いからすればできるだけ早く、安全でよい給食が実施できればいいなというのがみんなの思いだと思いますので、そのことを踏まえて、今高橋委員からもおっしゃられたように、他の市長部局とも連携を取るなり、あるいはオリンピックとか東日本大

震災とか言ったら全国のことだと思うので、業者のほうが逆によくご存知の部分でもあるのかなということもちょっと思いますので、業者のやりやすいようにすればいいということではないんですけれども、安全にきちっとやっていただけるちゃんとした業者が選べると望ましいというのが一番心配しているところなので、そのへんも含めて情報をしっかり取ってやっていただけたらありがたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

**【吉崎委員】**

1点いいですか。今、大学も都心回帰でどの大学もキャンパス整備をやっている、うちもそうなんです、そうすると今2割資材が上がっているという、費用の面ですね、約2割だと言われていまして、また時期だけの問題ではなくて、金額の問題も相当大きく変わるかなという感じがしているんですが、そのへんのところはどういう見通しでしょうか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

昨今の社会情勢により費用も大きく変わる可能性がありますので、なるべく最新の状況で価格の設定等もしていきたいと考えておりますが、スケジュールが厳しいと人件費や資材の調達も余計に費用がかかるような要素もあるようです。スケジュールに少し余裕を持たせることによって、事業者のほうでも人材等の手配をやりやすくなってくるようなこともありますので、少し費用も抑えられる可能性もあるようです。そのような点も踏まえ、最新の状況を確認しながら、実際の予定価格等を決定したいと考えております。

**【吉崎委員】**

もう1点言いますと、非常に時期的に厳しいというか、そういう工事の日程と費用ですね、これが非常になんか変動しやすいといいますか、我々の大学も含め、いくつかの大学もそうなんです、頭で考えてここまで決めてちょっと質が落ちるみたいな、なんですよね。そのへんのところは、給食は非常に安全で設備が落とせないというところがありますよね、これは非常に難しい判断を問われるんじゃないかなと私はちょっと危惧しているんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

今回、川崎で初めて整備をいたします給食センター、食数も合計で3万3000食という大変大きなところですので、慎重にやっていくことは必要だと思いますし、このPFIにつきましては、専門の学識者に入っていていただいて、審査委員会等で実際の提案を十分にきちんと審査してまいりますので、質の部分もきちんと保ち、競争性も保った中で、よりよい事業者を選定させていただき、きちんとした給食センターを作れるように進めていきたいと考えているところでございます。

**【中本委員】**

スケジュールはどうやって決めているんですか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

他都市の給食センターの整備事業等も研究させていただき、適切な日程ということで設定したところでございます。

**【中本委員】**

いろいろ検討の期間も長くあって、ある意味教育委員会の目玉の事業でもあり、多くの方々も注目してする中で事業は進んできて、スケジュールが変わるといのは大変大きなショックがあると思います。

今後も、社会状況とか様々ある中で、新しく決めた工期でも変わっていく可能性もまた出ると思うんですよね。ですからやっぱりスケジュールの決め方は、長いこと考えて様々な検討会を重ねてやってきたことなので、ぜひそのへんは慎重に。事業者の方に来ていただいていっぱい意見が出てくる中で、そのたびにスケジュールを検討しなおすということの事業ではないと思うんですよね。

やっぱりそれは、委員会の外のほうの情報をきちっと集めて策定しないといけないと思います。できればスケジュールの作り方を考えたほうが。ただ、だからといって慌てられても困っちゃうことなんですけど、僕たちが考えた給食が提案できるスケジュールを、なるべく変動のない仕組みで作っていくべきだと思います。よろしく願いいたします。

**【中学校給食推進室担当課長】**

PFI 事業におきましては、アドバイザリー契約ということでコンサルティング会社とも契約をし、専門分野の方のご意見も伺いながらこれまで進めてまいりました。今後も庁内の関係部署とも相談しながら、このスケジュールで確実に実施していけるように、進めていきたいと思っております。

**【中本委員】**

よろしく願いいたします。

**【高橋委員】**

ちょっとスケジュールに関して追加したいんですが、多分この資料ですと大枠で捉えるようにこの資料1のように出していると思うんですが、例えば本契約後の枠組みとすると、大きな矢印の中に設計・許可・申請・工事という大枠の工程が大きく捉えて4つ入っていると、もっと細かいと思うんですけど。そのへんは本当にスケジュール慎重に、

というのは、この辺の切っていくところは大事だと思っていて、じゃあ設計はいつまでに終わるのか、じゃあ許可はそれに対してどうなのか、で申請がいつまでで、それぞれ1ヶ月なのか何ヶ月なのか、で工事がどうなのか、というのがちょっと表向きにわかるほうが私はいいかなと思います。なぜならさっき最初にお伝えしたように、工期が今まで一般的に遅れていくというのを、この給食じゃないところの整備のときに結構何回もあったかと思うんですけども、それは結果的に市長の枠組みの中で決められますよ、というもので、実行しているということの報告を受けることが多くありました。で、その中身としては、例えば土の中から何かが出てきた、だからちょっと予想外に工期が長くなりましたとか、そういうものとかが私の記憶では多かったかなと思うので、どこでどのように期間を取っているのかで、想定外というのはいったい何なのかというのが、最初に把握しておかないと、仮に何かがあったと言っても、毎回想定外でした、みたいなことになってしまうので、確実に、というのはいろいろな安全面も含めてよりいいものを作っていくというみんなの思いもあるので、それで焦らせてはいけないというのはわかるんですけども、皆さまの意見も含めて、だからといってどんどん延ばすわけにも、それも違うんじゃないか、ということだと。そうするとこのへんの工程の線引きというのは見るといいような気がします。そこもお願いします。

**【中学校給食推進室担当課長】**

今回の資料ではお載せしていないんですけども、時期が重なる部分もございますので、後日資料をご用意したいと思います。基本的には、設計・許可・申請・工事といったような工程となりますが、許可申請等の期間もそれに重なってまいりますので、そういうところもしっかりと見た中でこのスケジュールならということで、設定しているところがございます。過去の公共工事の事例では地中埋設物といった予想がつかなかった部分もあったとは思いますが、現在わかる限りではその部分については把握をしている状況でございますので、絶対かと言われますと確かに厳しいところはあるんですけども、わかる限りのことはこのスケジュールで対応できるということで考えております。さらに少し余裕を見て立てておりますので、より確実に言ったと考えております。

**【峪委員長】**

よろしいですか。

**【吉崎委員】**

もう1点だけいいですか。下のほうの自校方式と合築方式がありますよね。こちらのスケジュールは予定通りで、ということでもいいんですか、それともこれも変わる可能性がありますか。

**【中学校給食推進室担当課長】**

こちらにつきましては、中学校完全給食実施方針の中で、平成 28 年度中に実施を目指すということで、変わらないということでございます。前回の説明では詳細にお示ししていなかった東橋中学校の試行実施につきましても、平成 28 年 1 月からという形で今回詳しくお示ししたということで、自校方式と合築方式につきましては今のところこのスケジュールで進めていく予定であり、特に変更等はありません。

**【吉崎委員】**

こちらは、ここに関わる業者というのは、もう選定されているんですか。

**【濱谷委員】**

東橋中学校はもう工事中なんですよ。

**【吉崎委員】**

工事中なんですか。工事中で校舎を改築しているときにね。

**【中学校給食推進室担当課長】**

完成に向けて工事を進めているところですが、実際に給食を担っていただける委託の業者の選定につきましては、今後の契約になります。

**【中学校給食推進室担当課長】**

一応 3 年契約で調理委託業務を行っておりますので、ちょうど契約が切れる期間というのがありまして、今回この新しい校舎になるのが夏ということでもありますので、そこでまた調理委託業者の選定のし直しになるのではないかと思います。他の部署がやっておりますので、詳しくこちらでは答えられないのですが、多分そこでは選定をして、今度は中学校の分も入るということで、内容も今のものだけでは小学校の部分だけというような委託契約ですので、その見直しをしながら多分業者が決まっていくのではないかと思います。

**【濱谷委員】**

給食室自身も変わるわけですよ。作る場所がね。で、そこで食数も多くなるという契約で。

**【中学校給食推進室担当課長】**

そうですね。

**【峪委員長】**

もう完成間近ですから。

【吉崎委員】

自校方式の2つの犬蔵と中野島は大丈夫なんですか。これは、今年これから基本設計等に入りますよね。

【中学校給食推進室担当課長】

まだこれから27年度の予算発表が2月になるんですが、その中で27年度につきまして設計と実施設計、工事といった流れで進んでまいります。まだ予算が決定しておりませんが、契約はしておりませんが、契約に向けた準備を進めているところでございます。

【吉崎委員】

これは大丈夫？時期的に。

【中学校給食推進室担当課長】

このスケジュールで実施できると考えております。

【峪委員長】

それでは、よろしくお願ひします。もう、平たく言うと、これ以上は延ばせないというところがございますので、この下のスケジュールよりも早く始まっても一向に構いませんのでよろしくお願ひします。想定外のものが出てきました、なんていうことがないようによろしくお願ひをいたします。それではこの議案第57号について、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

## 7 報告事項

### 報告事項 No. 1 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

「報告事項 No. 1 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告」についてご説明申し上げます。

お手元の報告事項 No. 1 をご覧ください。「市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分」でございます。

専決年月日、すなわち本市と被害者との間で示談が締結された年月日は、「平成 26 年 12 月 22 日」、損害賠償の額は「754 万 8,624 円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成 23 年 5 月 20 日、市立学校の体育館で、体育の授業中、被害者が、高鉄棒につかまり足を掛けようとしたところ、手が離れて劣化したマットの上に落下し、負傷したもの」でございます。

こちらの専決処分につきましては、2 月から開催される平成 27 年第 1 回市議会定例会に報告される予定となっております。

以上でございます。

【峪委員長】

ご質問はありますか。なければ承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

## 8 議事事項Ⅱ

### 議案第 58 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴

## 取について

### 【峪委員長】

庶務課長、行財政改革室担当課長 お願いいたします。

### 【庶務課長】

それでは、議案第58号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」について、ご説明申し上げます。

はじめに、1ページをご覧ください。毎度のところでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。教育委員会が所管している条例を改正する場合は、教育委員会でお諮りし、市長に議案提出依頼をしておりますけれども、今回の案件につきましては、総務局が全市的に附属機関等の見直しを行った結果、一括して条例改正を行うものでありますので、川崎市長名による教育委員長宛の文書において委員会の意見を求められたものでございます。本日は、これから市長が行う条例制定に関して委員会としての意見をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

意見聴取の対象となる条例につきましては、1の(1)「川崎市附属機関設置条例」及び「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」でございます。議案の背景・経緯や見直しの主な内容等につきましては、条例案の説明後、本日、総務局行財政改革室より担当課長、担当係長がお見えになっておりますので、補足説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

それでははじめに「川崎市附属機関設置条例」について、ご説明いたします。

23ページ下段をご覧ください。制定要旨でございますが、「法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの」でございます。これまで条例上、附属機関として位置づけられていなかったものについて、新たに附属機関として位置づけるため、この条例で定めるものでございます。

制定文の内容をご説明いたしますので、3ページにお戻りください。

第1条では条例の趣旨について、第2条では設置について、第3条では所掌事務について、第4条では組織について、4ページにまいりまして、第5条では委員の任期について、第6条では会長について、第7条では会議について、第8条では部会について、5ページにまいりまして、第9条では委任について、それぞれ定めるものでもございます。

附則でございますが、第1項では「この条例は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を、第2項では施行日における委員の委嘱及び任命・任期について経過措置を定め

たものでございます。

別表第1でございますが、6ページからは市長の附属機関を一覧で定めたものでございますので、説明を省略いたします。

21ページをご覧ください。別表第2は教育委員会の4つの附属機関を規定したものでございまして、各附属機関の名称、所掌事務、委員定数、委員構成、任期を定めたものでございます。

24ページをご覧ください。続きまして、「附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。制定要旨でございますが、「附属機関の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するもの」でございます。この条例は、それぞれの条例により定められていた附属機関の見直しに伴い位置付け等を改めるため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

制定文の内容についてご説明いたしますので、24ページにお戻りください。それぞれ同様の理由で改正することから、条立てで一度に改正するものとなっております。

第1条から第10条までは市長の附属機関についての一部改正になりますので、説明を省略いたします。

27ページをご覧ください。教育委員会の附属機関については、10本の条例を一部改正いたします。

第11条では「川崎市総合教育センター条例の一部改正」について、

第12条では「川崎市市民館条例の一部改正」について、

第13条では「川崎市図書館設置条例の一部改正」について、

第14条では「川崎市教育文化会館条例の一部改正」について、

28ページにまいりまして、

第15条では「川崎市青少年の家条例の一部改正」について、

第16条では「川崎市少年自然の家条例の一部改正」について、

第17条では「川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部改正」について、

第18条では「川崎市青少年科学館条例の一部改正」について、

第19条では「川崎市日本民家園例の一部改正」について、

第20条では「川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正」について、規定しております。

条例の主な改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、31ページをご覧ください。「川崎市総合教育センター条例」の新旧対照表でございます。この条例は、川崎市総合教育センターの管理及び運営について必要な事項を定めたものでございます。

右側が改正前、左側が改正後の表でございます。

34ページをお開きください。この条例の第15条につきましては、総合教育センター運営委員会の設置について定めておりまして、従来の附属機関から、議決を持たない会議体

として整備をいたしましたので、この条文を削るものでございます。このことに伴い、続く第16条を第15条に、第17条を第16条にそれぞれ改正するものでございます。なお、総合教育センターの運営委員会につきましては、これまでも研究・研修・教育相談等の事業について、総合教育センターが抱える課題等に対しまして、有識者や教育関係者等からご意見をいただきセンターの運営に反映してまいりました。この改正により、会議体としての位置付けにつきましては変わりますが、今後もこれまで同様、教職員の専門職としての資質や力量の向上および豊かな教育の推進を図るため、諸事業についてご意見をいただきたいと思います。

35 ページ以降は、各社会教育施設についての条例ですが、同様の改正内容でございますので、説明は省略させていただきます。なお、社会教育施設の運営審議会や協議会等につきましては、これまでも各施設や各地域の諸課題に触れ、市民の学習や活動に対する事業運営がなされるよう、有識者や社会教育関係団体代表や市民等により調査・審議され、各施設の運営に反映してまいりました。この改正により、単独の会議体としての位置付けが変わることになりますけれども、本市社会教育に関する諸計画の立案や調査・研究を行う附属機関である社会教育委員の会議と連動させ、社会教育全体の方向性や計画などと、より一体的かつ効果的な取組を推進するため、社会教育委員の会議の専門部として位置付け、これまで同様、魅力的な施設運営につなげるため、各施設の特性によった調査・審議をいただきたいと思います。

28 ページにお戻りください。附則でございますが、第1項は「この規則は、平成27年4月1日から施行する」と施行期日を定めただうえで、現在委嘱されている委員の任期満了にあわせて、それぞれ施行期日を定めるものでございます。第2項では、施行日における委員の委嘱及び任命・任期について経過措置を定めたものでございます。

以上、「川崎市附属機関設置条例」及び「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の説明を終わらせていただきます。こちらの条例案につきましては、2月から開催される第1回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

引き続き、この度の改正につきまして、総務局行財政改革室担当課長からご説明をいただきます。

#### 【総務局行財政改革室担当課長】

それでは、今回の附属機関等の見直しに伴う条例の制定につきまして、見直しの背景等を御説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

はじめに、「1 見直しの背景等」でございます。

「(1) 附属機関等について」でございますが、本市には、市民意見及び専門的知見の反映等を目的に、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関とともに、法律又は条例の定めによらず要綱等で設置している協議会等がございます。

次に、「(2) 見直しの背景」でございますが、現在、本市には 275 の附属機関等がございます。また、要綱等で設置している「協議会等」について、実態的に法律又は条例により設置する「附属機関」に該当するとの判決が、下級審で複数なされている状況でございます。札幌市など他の政令市でも同様の見直しが行われているところでございます。こうした状況を踏まえ、法律または条例で設置する「附属機関」と、本市が抱える個別具体的な課題等に対して専門家等から意見聴取を行う「懇談会」の基準を定め、全ての附属機関等を対象に見直しを行うものでございます。

次に、「2 見直しの考え方及び検討結果等」についてです。

はじめに、「(1) 見直しの考え方」でございますが、要綱等で設置している「協議会等」については、時の経過とともに、求められる役割や機能、委員構成等が徐々に変化し、附属機関とすることが妥当なものもございますことから、これらについては整理統合等を行った上で附属機関に位置付けることとしております。また、附属機関等の数が多い中、上位の附属機関や、目的が類似している附属機関等に整理統合が可能なもの、懇談会等に位置付けることが可能なものについては、積極的に整理統合等を進めることとしております。こうした取組によりまして、組織の簡素化、弾力的な運用を図り、より効率的・効果的な調査審議等を行うことを目指しているところでございます。

このような考え方にに基づき、全ての附属機関等を対象に見直しを行った結果を「(2) 検討結果」に記載してございます。「附属機関」については、現在 107 ございまして、24 の附属機関について整理統合等を行い、新たに 59 の附属機関を設置することから、見直し後は 142 となるものでございます。「協議会等」については、現在 168 ございまして、65 の協議会等について整理統合等を行い、67 の協議会等を附属機関に位置付けることにより、見直し後は 36 の懇談会等となるものでございます。

次に、「(3) 新たに附属機関に位置付けるものの例」をご覧ください。例えば「ア 事業者等を選定・評価・審査するもの」では、「川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会」や「川崎市教科用図書選定審議会」などを新たに附属機関に位置付けるほか、「イ 施策等のあり方を検討するもの」、「ウ 表彰に関するもの」、「エ 行政運営に関するもの」、「オ 紛争等に関するもの」についても記載のようなものを附属機関に位置付けることとしております。

また、「(4) 整理統合等を行うものの例」については、上位の附属機関に整理統合するものや、指定管理者制度の導入施設で指定管理者が利用者意見を採り入れながら施設の管理運営を行っている施設等の運営委員会などを例示してございます。上位の附属機関に整理統合するものにつきましては、必要に応じて部会を設置することで弾力的な運用を行っていただきたいと考えているところでございます。

なお、「3」の条例の制定につきましては、先ほど説明があったところでございますので省略させていただきます。

また、「資料2 附属機関一覧」には、1枚目に整理統合等を行う附属機関及び今回の見直しにより条例化を行い附属機関に位置付けるものを記載しておりまして、2枚目には、引き続き附属機関として存続させるものを記載しています。

また、「資料3 協議会等一覧」には、整理統合等を行う協議会等、懇談会及び公営企業の附属機関等に準ずるものを記載しております。

説明は以上でございます。

#### 【峪委員長】

大きく整理されますね。ご質問などありますでしょうか。

整理をされて、これまで果たしていた役割については、何でしたっけ、先ほどの話では別なところが。

#### 【庶務課長】

先ほどもご説明申し上げましたが、ひとつ附属機関といいますと、条例で設置された機関で、その委員は非常勤特別職という形になります。また、その他会議体等については委員で構成している形は見受けられるところがございますけれども、その専門的なご意見とかそういうものに対する対価として報償費ということで、具体的に言いますとそういう法的に位置付けも変わってきますし、同じ委員という名前であっても、いろいろな身分の違いが出てきたりします。それを全体的に、一回実際に業務を含めて見直しをするということがございます。委員長のご質問にありました、では実際どうなんだ、ということがございますが、先ほど私のほうからもご説明させていただきましたとおり、総合教育センターの運営委員会につきましては、やはり学識の先生方を多くご参加いただいたり、学校関係者の方にご意見をいただいてセンターの運営に生かしていくという実態がございますし、それは何ら変わることはないと思っております。あと、社会教育の関係でございますが、これも各施設、それぞれの地域や特性に応じた運営協議会等を持っているわけがございますが、そこで館の運営にとどまらず、様々な地域における社会教育のあり方などについて諮問に対して答申を出したりという役割については、変わるところはないと思っております。ただ、形上、ご説明ありましたように、上位の社会教育委員という法令で定められた、そういう体制がございますので、そことの連携または具体的な運用を行うということで、内容的にも連携を図れるところがございますので、部会として位置付けてまいります。一見、廃止といいますと「なくなってしまうのかな」というふうに見られますけれども、その機能は引き続き継続してまいります。

#### 【峪委員長】

こうすることによってどのような良さがあるんですか。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

まず今回の見直しの前提が、先ほどちょっと申し上げましたけれども、要綱で設置している協議会といわれるものが、住民監査請求などで、地方自治法に基づく附属機関に該当するというので、最高裁までは判例が出ていないんですけども、高裁で確定しております。そういう意味では例えば、要綱で設置している会議体につきまして、きちんと報告書をまとめて答申をいただくものは本来議会の議決を経て条例化しなければいけないということで、裁判でもいくつか事例がございますので、しっかりと附属機関として位置付けて、法的なバックボーンを持ちましょうということです。それ以外のものについてもその役割に応じて、当然附属機関にしておいたほうがいいようなものについては、しっかり答申とかをもらうものもございますし、意見を聴くという場であれば附属機関にしくなくても条例の根拠がなくてもいいのではないかとということで全体の整理を行ったものでございまして、やはりそういう意味では今回の裁判例を踏まえながら全体の見直しを行ってございます。あとは、それに併せて川崎市ではこういう附属機関全体の数が多いので、より大きな枠組みの中でやることによって、何かあったときに新しく作らなければならないというのが結構ございますけれども、それを大きな会議の中で協議していただいて、弾力的な運用ができるのではないかとということで、こういった見直しを行わせていただいているところでございます。

**【峪委員長】**

なるほどね、わかりました。

**【中本委員】**

ここに至るまで様々ないろいろ調査・研究をなさったと思いますが、川崎市にある附属機関、整理統合等を行うものの例ってありますね。実際、1、2は別として、ウの「活動が不活発なもの」って、こういうのは全体の中でどれくらいの割合で感じられたんですか。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

活動が不活発なものもいくつかございます。例えばこちらの川崎市行政区画審議会などは、ご存知のように、川崎市が政令市になり、5つの区になったとき、あと7つの区に分区したとき、それ以外全然活動されていないもので、ずっとそのまま残っていたものですので、今回条例としては廃止しようとするものでございまして、そういったものはいくつか散見されたものでございます。

**【中本委員】**

例としてそういうものがあると。では、ほとんど現時点で活動がないという状況になっているわけですね。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

そうですね。こちらですとか、あと 30 年余りずっとほとんどやっていないのがそのまま条例だけ残っておりましたので、この際見直してしまおうということになったものです。

**【高橋委員】**

大枠は多分理解したんですけれども、たとえば整理統合をして上位機関がその運営を、方向性を決めるというような感じになるんですよね、まずね。そのときにかなり絞って、じゃあ運営していきますっていうときに、そのそもそも上位機関にいる人たちというのが果たしてそれを掌握できて、全体像を見れる人なのかどうかというのがちょっと理解できていないんですよ。そこのメンバーもいるじゃないですか。そのへんはどういうふうにされていく予定なんですか。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

当然上位機関の委員というのが定員が決まっています、例えば 8 名とか 10 名とかいらっしやると思いますけれども、そこは当然先ほど申し上げましたように、いろいろな課題が生じる時に専門的な調査、審議をしなければならないところもございしますので、臨時委員として 10 名以外に別に委嘱をしたりすることで対応していかなければならないということですが、課長からご説明いただきました条例の中でも、臨時委員を委嘱できるといった規定を持っていますので、そこで弾力的な運用を図っていきたいというふうには考えております。

**【高橋委員】**

では、対応に少し不足しているなというような場合は意見を聞けるような。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

はい、外部の方を臨時委員に委嘱したりとか。

**【高橋委員】**

例えば、大きく分けると教育関係のものとそうでない部門というような協議会があると思うんですけれども、教育関係のものの上位機関と言っているものは教育関係のところなんですか。何を言いたいのかというと、教育って非常に政治的中立というようなことをよく大事に言われることがあるので、その構成というのは全然見えないんですけれども、どんなふうになっていく感じなんですか。

**【庶務課長】**

教育委員会の場合、総合教育センターは別ですけれども、先ほど言ったように社会教育委員の会議である、これは附属機関として今後も続けます。ただ社会教育の範疇というのは、今の施設でいえば市民館・図書館や博物館関係等ございますので、そことの連携を今回見直しによって作っていかうという趣旨でございますので、教育委員会につきましては、社会教育関係が該当してくるという話になります。

**【高橋委員】**

重なって一緒に考えることが大事な部分も当然あると思いますが、教育の考え方というときに、ここだけは大事にしていこうね、みたいなのが、こういう時すごく最初大事だと思うんですね、統合していくときって。そのへんはこれからという感じですか。

**【総務局行財政改革室担当課長】**

執行機関に附属機関を置くという説明を差し上げましたけれども、市長もひとつの執行機関で、教育委員会もひとつの執行機関となっていますので、基本的に教育委員会に置く附属機関というのは市長に置くものと別のものになるということです。教育委員会に置いてある附属機関は教育委員のほうで回していただくということが基本になります。そこで例えば、市長にある附属機関のほうで教育委員会に係る議論をするということは、基本的にないということですね。

**【高橋委員】**

わかりました。話をする方がいい点もとてもあるので、その目的を守りつつ相容れるところは相容れてとなればいいかなと思います。

**【峪委員長】**

ご質問は出尽くしたかと思います。それでは、議案第58号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【峪委員長】**

それでは原案のとおり可決いたします。

## 議案第59号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【峪委員長】

庶務課担当課長、勤労課長 お願いいたします。

### 【庶務課担当課長】

それでは、議案第59号「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定につきましてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。制定要旨でございますが、「教員特殊業務手当の限度額を引き上げるため、この条例を制定するもの」でございます。

改正内容について説明いたしますので、3ページをご覧ください。「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。この条例は、市職員の給与について、支給を受ける者の範囲、支給額など必要な事項について定めておきまして、第15条で、市立高等学校の教員が行った非常災害時の緊急の業務などに対して支給する、教員特殊業務手当について規定しております。第2項において手当の上限額を定めておきますが、この度、教員特殊業務手当の上限額の引き上げを行うため、現行の「6,400円」から「7,500円」に金額を改めるものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございますが、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。

こちらの条例案は、2月から開催される平成27年第1回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

引き続き、この度の改正につきまして、勤労課長からご説明申し上げます。

### 【勤労課長】

それでは勤労課から関連資料についてご説明いたします。4ページの資料「教員特殊業務手当の改正概要」をご覧ください。

「1 手当概要」にございますように、教員特殊業務手当は教育職員の勤務の特殊性に応じて支給される手当で、非常災害時の緊急業務、修学旅行や対外運動競技の引率指導業務及び、部活動指導業務等がございます。

次に、「2 国及び神奈川県の変向」をご覧ください。国においては、第2期教育振興基本計画や教育再生実行会議の第2次提言を踏まえ、メリハリのある教員給与体系の確立に向けて、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の額を平成26年10月から増額しており、神奈川県においても平成26年12月の議会において条例を改正し、平成27年4月1日から教員特殊業務手当の上限額が増額されます。

次に、「3 本市の変向」をご覧ください。本市におきましても、以上のことから、部活

動等で真に頑張っている教諭等への支援及び義務教育諸学校や県立高等学校の教諭等との均衡を図るため、市立高等学校の教諭等の教員特殊業務手当について「4 改正内容」のとおり上限額を月額 6,400 円から月額 7,500 円に引き上げるものでございます。

施行日は平成 27 年 4 月 1 日でございます。

なお、手当額の詳細は、教員特殊業務手当の支給に関する規程等で定めておりますので、条例改正後に下段参考のとおり改正する予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【**峪委員長**】

それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【**各委員**】

<可決>

【**峪委員長**】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第 60 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 61 号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議案第 62 号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

【**峪委員長**】

これらはいずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う議案ですので、一括して審議するというところでよろしいでしょうか。

【**峪委員長**】

<了承>

【**峪委員長**】

それでは一括して審議いたします。庶務課担当課長お願いいたします。

【**庶務課担当課長**】

それでは、議案第 60 号から第 62 号につきましてご説明いたします。

これらはいずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」につきましては、議案第60号から第62号資料として、改正のポイントをまとめたものをご用意しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは初めに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定についてご説明いたしますので、議案第60号の議案書の3ページをご覧ください。制定要旨でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するもの」でございます。なお、同様の理由での改正ですので、3本の条例を、条立てで一度に改正するものとなっております。

条例の構成についてご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

第1条では「川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」の一部改正について、

第2条では「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例」の一部改正について、

第3条では「川崎市教育委員会組織条例」の一部改正について、規定しております。

改正内容について説明いたしますので、4ページをご覧ください。こちらは、「川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」の新旧対照表でございます。教育委員会が所掌する事務のうち、市長が管理し、及び執行するものについて定めるものでございます。こちらにつきましては、引用している法律の条が繰り上げられたことに伴い、「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改めるものでございます。

5ページをご覧ください。こちらは「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例」の新旧対照表でございます。こちらは、教育委員会委員の報酬等について定める条例でございます。こちらにつきましては、第1条の「委員のうち教育長の職を兼ねる者については、この条例の規定は、適用しない。」という規定を削除し、第2条にございます、委員長である委員の報酬月額についての規定を削除し、報酬についての規定を整理するものでございます。

引き続き、6ページをご覧ください。こちらは、「川崎市教育委員会組織条例」の新旧対照表でございます。こちらにつきましては、川崎市の教育委員会について、「6人の委員」をもって組織するという規定について、「教育長及び5人の委員」と改めるものでございます。

1ページに戻っていただき、下段の附則でございますが、第1項は、法律の施行期日に合わせて、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。第2項及び2ページの第3項は、経過措置を定めるものでございまして、第2項では委員長の報酬の額について、第3項では教育委員会の組織について、施行の際、現に在職する教育長が引き続き在職す

る間は、従前の例とする、と定めるものでございます。

続いて、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定」についてご説明いたしますので、議案第61号の議案書の4ページをご覧ください。制定要旨でございますが、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの」でございます。

内容について説明いたしますので、5ページをご覧ください。こちらは、現行の条例と新設する条例の新旧対象表でございます。現在、教育長の給与等につきましては、表の右側でございます「川崎市教育長の給与等に関する条例」に基づき、一般職の行政職に準じて給料や諸手当の支給が行われておりますが、この度、法律の改正により、教育長の身分が一般職から特別職とされるため、表の左側のとおり、教育長の給料月額や手当等について新たに定めなおすものでございます。第2条は教育長に支給する給与について、第3条は給料の額について、第4条は地域手当について、第5条は通勤手当について、第6条は期末手当について、6ページにまいりまして、第7条は退職手当について、第8条は給与の支給方法について、第9条は旅費について、第10条は勤務時間その他の勤務条件について、それぞれ定めるものでございます。なお、第2条から第9条までの規定につきましては、上下水道事業管理者や病院事業管理者など、本市の他の特別職と同様の定めとなっております。また、第3条の給与の額についてでございますが、現在関係部署、総務局人事課、労務課とも協議をしております、月額810,000円という額が協議の額となっております。最終的に議案となる際には、その金額が確定するかと思いますが、今現在空欄となっておりますが、予定では810,000円を想定しているところでございます。

この条例の制定に伴い、既存の条例を一部改正する必要がございますので、引き続き7ページをご覧ください。こちらは「川崎市職員退職年金条例」の新旧対照表でございます。こちらの条例は職員が退職し、又は死亡した場合において、その者及びその者の遺族に対する年金及び一時金の制度を確立することを目的として制定されたもので、この度の条例整備により、退職年金条例第12条で引用している「教育長の給与等に関する条例」を削除するものでございます。

8ページでございますが、こちらは「川崎市職員退職手当支給条例」の新旧対照表でございます。こちらの条例は職員が退職した際に支給する退職手当について定めておまして、この度、教育長の退職手当の支給等につきましては、新設する条例で独自に定められるため、第2条で定める「職員」の定義から教育長を削除するものでございます。

2ページにお戻りください。附則の第1項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行期日と同じく、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。第2項は、現行の教育長の給与等に関する条例の廃止について定めるものでございます。第3項は、条例の施行の際、現に在職する教育長が引き続き在職する間における給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による、と経過措置を定めるものでございます。

3ページにまいりまして、第4項は、退職年金条例の一部改正について、第5項は、退職

手当支給条例の一部改正について、第6項は、退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、「川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」についてご説明いたしますので、議案第62号の議案書の2ページをご覧ください。

制定要旨でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの」でございます。こちらの条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職とされた一方で、法律第11条第5項において教育長に職務に専念する義務が規定されたため、その免除についての特例を定めるものでございます。

1ページをご覧ください。条例の第1条は、条例の趣旨について、第2条は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その職務に専念する義務を免除されることができると職務に専念する義務の免除について定めるものでございます。

附則でございますが、第1項は、先ほどまでの条例と同様に、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。第2項は、条例の施行の際、現に在職する教育長が引き続き在職する間については、この条例の規定は適用しない、と経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第60号から62号について、ご説明申し上げます。

これらの条例案につきましても、2月から開催される平成27年第1回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【峪委員長】**

ご質問等ありますか。

**【濱谷委員】**

整備大変でしたね、変わるということで。

**【庶務課担当課長】**

いろいろと法律が変わるということで、条例の整備について職員が苦勞したと思います。

**【峪委員長】**

それではよろしいですか。

**【高橋委員】**

教育長の職務に専念する義務の特例で、免除を出しているじゃないですか。これ、免除で

あらかじめ教育委員会の承認を得て、という文言があるんですけど、実際にこれが仮にこのままいったら運用としてそのようにするのですか。

**【庶務課担当課長】**

そうですね。ほとんどここに各号掲げられている研修、厚生に関する計画の実施、こういったものにつきましては、事前に予定もわかりますので、この教育委員会の場で職免の承認を得るといような形になります。

**【高橋委員】**

一覧が出て、みたいな感じですか。予定が出て。

**【庶務課担当課長】**

例えば来月の予定が出て。ただこれまでに教育長の職免と言うのは特になかったのかなと思います。

**【高橋委員】**

たまたまなかった？

**【庶務課担当課長】**

特別、教育長の職免というのはこれまでなかったのではないのかなと思います。

**【高橋委員】**

実際、やらないといけないんですか。

**【庶務課担当課長】**

現在一般職とともに特例で認められておりますので。現教育長は行政職の職免条例を適用になっておりまして、それについて職免を申請したことは特にないかと思われます。今回特別職になるということで、一般職とは別の条例の制定が必要となってまいりますので、同様に定めているものでございます。

**【濱谷委員】**

他の特別職の方がいらっしゃるじゃないですか。ああいう方たちもこういうのがひとつひとつあるんですか。

**【庶務課担当課長】**

ございません。専念義務については、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理

者と特別職がいらっしゃいますが、職務専念義務はございません。勤務時間等も基本的には定められておりません。

**【濱谷委員】**

でも教育長はいてもらわないと困るから、専念してもらおう義務をつけているわけですね。

**【庶務課担当課長】**

今回この中にも規定されております。文部科学省の説明では、これまでの特別職とはまた違う特別職というような話を聞いております。

**【吉崎委員】**

それはどういう意味ですか。特別職じゃない特別職ってよくわからないんですが。

**【庶務課担当課長】**

限りなく一般職に近い特別職という言葉は文部科学省は使っております。

**【濱谷委員】**

専念してもらわないといけないから、そういうふうにしたんですかね。

**【庶務課担当課長】**

基本的に、以前資料でお見せしました、教育長の職務権限等につきましては従前どおりの職務内容でございます。そういう意味でも、そのまま引き続き専念する義務があるという規定でございます。

**【吉崎委員】**

教育職じゃないから自宅研修ってのは認められないんですね。僕らは認められているんですけど、自宅研修というのが。

**【庶務課担当課長】**

教育長は教育公務員特例法からも適用されなくなります。

**【高橋委員】**

なんか、2条って職務に専念するためにこういうのをやってるから、別に免除って入れないといけないんですか。

**【庶務課担当課長】**

これは逆です。職務に専念すべきところを以下の研修を受けるから、職務専念を免除して研修に行ってよいということです。

**【高橋委員】**

包括的に職務の専念の中に、例えば研修なんてね、そういうものじゃないのって、わざわざ書かないといけないんですか。

**【庶務課担当課長】**

研修といいましても、出張等で行く研修もございますし、その職務を離れて、直接的職務とは違う研修であったり、それに資する内容ではありますけれども別個の研修に参加するというようなものについては、職務専念を免除して行くことになりますので。

**【濱谷委員】**

職務としての研修じゃない研修ということを行っているんですかね。自己研修とか。難しいですね。

**【高橋委員】**

そんなのあるんですかね。不思議なんですけど、この2条が。だから結果的にほとんど使わないってことですね、いらぬ気がするんですけど。

**【庶務課担当課長】**

使っていないですね。ほとんど、文部科学省の研修にしても教育長の研修にしても、それは出張として行くことになります。

**【濱谷委員】**

それは出張で仕事として行くわけですね。

**【高橋委員】**

考えにくいですよ、研修って。そういうときは休んで行くんじゃないですかね。

**【庶務課担当課長】**

今、該当するものが思い浮かばないのですが。

**【峪委員長】**

ありうるんですよ、ありうる場合のために書いている。

【濱谷委員】

そうですね。

【吉崎委員】

例えば我々は自宅研修を認められているんですよ。だから教育長も勉強のために、夏休み1週間研修を受けて、やっぱり新たに勉強しないといけないことがあるじゃないですか。そういうことがあるでしょ、きっと。そういうことですよね。

【高橋委員】

そういうときの研修？そういうこと？

【吉崎委員】

そういうことだと思いますよ。我々は認められているんですよ、教育職として。一般の先生方も認められているんですけど、それが普通は勤務上できないので、あとは夏休みがあればいいんですけど。

【高橋委員】

ガチガチですよ、まあほとんど使っていないということであればいいんですけど。

【吉崎委員】

本当はそういうことですよ。

【職員部長】

教育長は免許更新は除外されているんですが、本来免許更新のときとか。

【濱谷委員】

そうですね、それは取っておきたいですね。

【高橋委員】

除外されていたら使わないじゃないですか。

【濱谷委員】

でももしかして後のために取りたいとか。

【吉崎委員】

本当は自宅研修だよ、本来は。本当はそうあっていいんだよ、勉強のために。次の構想

を練るためには、自宅でちゃんと本を読んだり勉強しなくちゃいけないことはあるはずだよね、本当はそういうことを認めないといけないんだけど。

【高橋委員】

それをわざわざ免除って書きちゃうのはどうなんだろうって。

【吉崎委員】

それを書いておかないとまずい。

【高橋委員】

書いておかないといけないんですかね。

【庶務課担当課長】

まず法律の中では、職務に専念することという規定がありますので。

【峪委員長】

あるからにはね。

【庶務課担当課長】

そこを離れるという。

【吉崎委員】

勤務外のところで研修をするというのは、自宅研修とかそういうことですよ。例えば海外に行って勉強してくるとか。まあ、認めてくるんじゃないですか、少しは。でないと、あまりにも大変な職務になっちゃいますよね、教育委員長を兼ねているわけだから。

【高橋委員】

ですからなくてもできないままなんですかね、そういうことは。職務の中で、そういう解釈もできますけど、できないんですかね。

【濱谷委員】

職務として行ける研修は職務でいいんだけど、そうじゃないのがもしかして出てきた場合に免除を作っておかないと、年休を取って行かないといけないとか。

【庶務課担当課長】

これは職務外ということで、認められないことになります。

【高橋委員】

そういうふうになっちゃうことがあるわけですね、いろいろな見方の人がいらっしゃるから。

【吉崎委員】

まあこれからいろいろと出てくるんじゃないんですかね。

【峪委員長】

それでは、議案第60号から62号まで、ご質問はすべて終わりでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

採決は1つずつ行います。では、議案第60号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に、議案第61号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に、議案第62号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

## 9 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。